協議２

国出先機関対策について

① 「アクション・プラン」推進委員会（第9回）の開催結果について ・・・・・・・・・ 1

② 国の出先機関の事務・権限の移譲に係る
法律案の早期提出求めるコメント（H24.6.21） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

③ 国出先機関の事務等の移譲に係る
近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

平成２４年６月３０日

国出先機関対策PT

資料①

「アクション・プラン」推進委員会(第９回)の開催結果について

1　開催日時：平成24年6月8日（金）18:00～19:15
2　場　　所：内閣府地域主権戦略室会議室
3　出 席 者：別紙名簿のとおり
4　議　　事：国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

○ 「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」(P13　別添資料１）および「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案)」について議論が行われ、法案と閣議決定案の取り扱いについて川端担当大臣に一任された。

○ 主な発言要旨

(嘉田国出先機関対策委員長)

・関西広域連合意見（P５　別添資料５）に基づき説明。

(飯泉徳島県知事)

・四国知事会の決議（当日提出資料）を説明。
・政令に委ねられた移譲事務は、「国と地方の協議の場」などを活用して中身を詰め、地方の意見を最大限反映していただきたい。

(広瀬大分県知事)

・九州知事会の緊急提言（当日提出資料）を説明。
・移譲事務が政令に委ねられても、丸ごとの精神を維持してほしい。
・何を持ち寄るかは地方の自主性で決めていくということを堅持してほしい。
・財政措置については、心配のないように何らかの形（閣議決定等）で示してほしい。

(岡崎高知市長)

・全国市長会の決議（当日提出資料）を説明。
・全国市長会の総会では、市町村意見が担保されるような仕組み（法案化や連合委員会への参加等）との意見があった。
・市町村と知事会の意思疎通についてはブロック毎で濃淡がある。慎重に審議していただき拙速に進めることのないようお願いする。

(渡邊聖籠町長)

・市町村にも配慮した案がこの度示されたことは評価する。
・手挙げ方式は全国的なバランスを欠く。またブロック内の利害調整についても未だ明確でない。

・法案の７条や19条において、市町村とどのような形態で何を話し合うのか具体的ではない。
・市町村の意見反映の仕組みは、法律上の位置づけが明確でなく不十分。特定広域連合委員会の規約に定めることを法定化するなど、具体的に拘束力のあるものにすべき。
・協議の場は、ブロック毎の市町村長が一堂に会する場で行ってもよいのではないか。
・まだ反対の首長や住民が多く、拙速に進めることなく、今後とも町村の意見を反映させながら進めていただきたい。

（高山環境大臣政務官）
・自然公園法（国立公園）が移譲対象となっていることには異議がある。開発推進と規制（保全）は分離したほうがい。閣議決定案（事務区分や関与などは明記せず。移譲の可否はさらに検討）において、協働管理型は評価されたと思っている。

（北神経済産業大臣政務官）
・地方自治法291条の２の趣旨に沿うと、事務の持ち寄りは必要である。
・対象を３機関以外にも広げることは技術的に可能と思っている。
・法案には事務的に同意していない個別事務権限を含む法律を列挙しており、空振り規定になるのではないか？合意できた内容のみを法案に記載して、積み残された論点は別途また法律を制定すればよい。
・個別作用法以外の事務については、設置法に基づく国の事務を広域連合に委任をすることによって確実に執行することが望ましい。

（吉田国土交通副大臣）
・２条３項の管轄区域から除く区域は、法律に規定すべきである。
・５条２項の持ち寄り事務は、事務等移譲基本方針に必要な事項を記載するなど、四重行政にならないよう十分に今後検討していただきたい。
・17条２項の国の関与・並行権限行使については、実効性の確保にも配慮していただきながら、柔軟に政令で規定していただきたい。
・19条の実施計画は、国が決定する予算などを踏まえたものにする必要がある。
・25条の大規模災害時の指示は、緊急災害対策本部が設置された場合に限定せず、過去の災害事例を踏まえて、本部設置に至らない災害時にも可能にすべきである。
・閣議決定本文について、「原則移譲の対象とする方向で」という文言は削除していただきたい。
・個別の事務等について十分な検討ができるよう今後も丁寧な調整をお願いしたい。

（北川教授）
・これまで「原則廃止」ということを大前提で進めている趣旨はご理解をいただきたい。
・事務の持ち寄りについては効率性を考える必要があるとは思うが、地方に主体的に任せるという大原則を変えてはいけない。

（川端内閣府特命担当大臣）

・市町村の関与の仕方は我々なりに知恵を出して考えてきたので、ご理解いただきたい。
・国出先の原則廃止、地方の自立的・主体的な思いという理念のもと、手挙げ方式で議論してきたという経緯をご理解いただきたい。
・持ち寄り事務の義務付け等も、地方の自立的・自主的から考えると馴染まない。ただ、より効率的にやるということで、努力義務規定にさせて頂いた。
・個別の作用法令に基づかない事務については、認定前の確認や、事務等移譲計画や実施計画の中で必要な記述を行うことなどを考えている。
・管轄区域から除く区域については、現行の出先機関の管轄区域が政令で定められているので、同じ政令レベルだと考えている。
・緊急災害対策本部でなくても、非常災害対策本部を設置された場合は幅広く要請を行えるようにしており、地方の応諾義務も課してあるので、ご理解いただきたい。
・財政上の措置の具体の内容については、関係省庁と相当詰めた議論をしなければならないので、実が担保されるように引き続き検討を行いたい。
・環境省から提案のあった協働管理型については、原則全部を移管するというとき、実務をどういう形で機能させるのか、国の責務をどう整理するのかについて、引き続き検討したい。
・３機関以外の機関の問題については、次のステップで検討したい。
・完全に皆さんの意見が一致するには至っていないが、政府としての取りまとめを行う機は熟してきたと思う。
・今日のご意見を踏まえる中で、法案と閣議決定案の取り扱いについては、担当大臣である私にご一任頂きたい。
（経産省からは対案も検討してほしいとの意見あり）

資料５

平成24年６月８日
関西広域連合

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」に対する関西広域連合意見

今回提示された法律案について、下記のとおり意見を提出する。

記

1　「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき

法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。（16～18条）

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2　「国の関与は地方自治法245条に規定する範囲」であることを確認すべき

国の関与についても、政令委任規定となっているが、（これまでから主張してきたように）地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第245条に規定する範囲」であることを確認すべき。

（また、当然のことながら機関委任事務の復活は認めない。）

3　持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない

事務の持ち寄りについては、地方の自主性に任せるべきであり、持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。

4　市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき

事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。

その他の留意点（詳細は別紙参照）

国出先機関原則廃止の本来の目的を達成するには、次のような点に留意し法律案を策定する必要。

5　特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

6　執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

7　緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。
あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

8　財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた‘丸ごと’移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。
また、財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

別　紙

改革を進めるための留意点（詳細）

1　移譲の根拠となる法律
「移譲事務等の根拠となる法律」は法案に全て明記すべき。

○　法案では、事務等の移譲に関して、その対象を「別表一～三に掲げる法律により規定された大臣及び地方行政機関の長の権限に属する事務等」と規定する一方、「政令で定めるもの」との留保をかけている。(16～18条)

従って、移譲の例外とする事務等を肥大させないためにも、「移譲事務等の根拠となる法律は全て明記すること」は当然であり、また政令による移譲の例外は最小限とし、国出先機関を残存させないこと。

2　国の関与
「国の関与は地方自治法245条に規定する範囲」であることを確認すべき。

○　国の関与についても、政令委任規定となっているが、(これまでから主張してきたように) 地方自治法の規定する範囲で必要最小限のものにするためにも、「国の関与は、地方自治法第245条に規定する範囲」であることを確認すべき。(16～18条)

○　「特定広域連合等が処理することとされている事務」について、「(都道府県の自治事務と同種のものその他の政令で定めるもの)」と規定されているが、「その他の政令で定めるもの」について、自治事務、法定受託事務以外の新たな事務類型を認めるものであってはならない。(附則2条)

3　事務の持ち寄り
持ち寄り事務の内容によって、事務等移譲計画の認定が左右されてはならない。

○　事務等移譲計画に規定すべき事項として、「移譲事務等と併せて実施しようとする特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項」とあるが、特定広域連合に持ち寄る事務の具体的内容等は、特定広域連合とその構成団体の自主性に任せるべき。(7条2項7号)

○　持ち寄り事務の内容により、事務等移譲計画の認定が左右されたり、持ち寄り事務を認定の条件とすることがあってはならない。(7条2項7号、4項、5項)

4　市町村との関係

市町村との関係にあっては、広域連合と市町村との「協議の場」などルール化を図るべき。

○　事務等移譲計画及び実施計画の作成にあたり、関係市町村などの意見を聴くことについては積極的に対応したいと考えているが、そのために特定広域連合と関係市町村との「協議の場」を設けるなど適切なルールを設定してはどうか。（7条3項、19条2項）

5　移管対象となる国出先機関の管轄区域

特定広域連合が包括すべき移管対象となる国出先機関の管轄区域については、地方の実情に応じて柔軟に判断すべき。

○「移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについての相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）（略）」の「相当の合理性」については柔軟な判断をすべき。（2条3項）

○　構成府県の区域を超える区域に関する事務（例. 三重県における熊野川流域の管理等）を実施するためには、当該区域を含む府県の関西広域連合への加入が必要とされているが、当該事務について、国に引き上げた上で広域連合に再委託するなど、別の手立てもできるよう、柔軟な対応も可能とすべき。（7条2項、4項）

6　広域連合の組織

執行機関や補助機関のあり方などは、広域連合の自主組織権を尊重すべき。

○　特定広域連合委員会への意見聴取（20条4項）、移譲事務等の執行を補佐する職の設置（21条）など、広域連合の組織及び執行体制について細かく規定し、義務づけをしているが、広域連合の執行機関、組織の在り方は特定広域連合の自主組織権に委ねるべきであり、法定すべきではない。

○　移管後においては、会計・人事等の総務部門を一元化するなど組織の効率化を図ることも必要と考えているが、そのような取組がこの規定により阻害されることがあってはならない。

7　緊急時対応

緊急時においては、国からの指示や要請に真摯に対応する。

あわせて、特定広域連合からの国に対する要請も可能にすべき。

○　「政令で定めるところにより、国の地方行政機関又はその職員とみなして」法令を適用する場合（23 条）について、災害対策基本法のみならず、「その他の国の地方行政機関又はその職員に関する法令の規定」も含んでいるが、適用範囲は必要最小限に限定すること。

○　この場合、特定広域連合の長から移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長等に対し、職員の派遣その他必要な協力の要請権も必要と考えるが、この要請権は担保できるのか不明。

8　財政上の措置

財政上の措置について、事務事業や人員とあわせた“丸ごと”移管であり、住民福祉向上の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体に明記すべき。

財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して要請ができるよう手続きを整えるべき。

○　「必要な財政上の措置を講ずるものとする」との記載ぶりは、具体性を欠き不十分。事務事業や組織人員とあわせ、財源も‘丸ごと’移管すべきであり、住民福祉の向上確保の観点からも、「従来措置されていた予算額を必要な執行財源として確保する」など、より具体的に明記すべき。(38 条)

○　財政上の措置について異議ある場合は、特定広域連合から国に対して必要な措置の要請ができるよう手続きを整えるべき。

○　現に移譲元特定地方行政機関により使用されている国有財産（移譲の日において整備中のものも含む）について、「当分の間、政令で定めるところにより、当該移譲事務等の用に供するため、特定広域連合に無償又は時価より低い対価で使用させることができる」こととされている。

「対価を求める国有財産」は何を想定しているか不明であるが、国出先機関の移管に伴い、地方へ新たな負担を課さないこと。

(仮に有償の場合、相応する財源は交付金措置を求めていく。)（附則３条）

平成24年6月8日
アクション・プラン推進委員会（第9回）資料

「アクション・プラン」推進委員会（第９回）

議　事　次　第　（案）

平成24年６月８日（金）
18時00分～19時00分目途
於：内閣府地域主権戦略室会議室
（日本自転車会館２号館５階）

○次第

（開会）

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について

（閉会）

○配布資料

資料１　国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案　**【概要のみ】**

省略
- 資料２　国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）
- 資料３　市町村の意見反映の仕組み（案）
- 資料４　出先機関の原則廃止に係る「作用法に規定がある事務・権限等の移譲の検討」等に関する意見募集結果（概要）

資料５　関西広域連合資料　**【P5参照】**

省略
- 資料６　四国知事会資料
- 資料７　九州地方知事会資料
- 資料８　全国市長会資料

○参考資料

省略
- 参考資料１　「アクション・プラン」概要及び全文
- 参考資料２　出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針
- 参考資料３　国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）
- 参考資料４　「アクション・プラン」の推進体制
- 参考資料５　「アクション・プラン」推進委員会の運営について

「アクション・プラン」推進委員会（第９回）出席者名簿

（推進委員会構成員）

委員長	川端　達夫	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
委　員	上田　清司	埼玉県知事
	北川　正恭	早稲田大学大学院教授
	後藤　斎	内閣府副大臣
	福田　昭夫	総務大臣政務官

（関係府省出席者）

内閣府	園田　康博	内閣府大臣政務官
法務省	谷　博之	法務副大臣
厚生労働省	中野　雅之	政策統括官（労働担当）
農林水産省	森本　哲生	農林水産大臣政務官
経済産業省	北神　圭朗	経済産業大臣政務官
国土交通省	吉田　おさむ	国土交通副大臣
環境省	高山　智司	環境大臣政務官

（関係知事等）

関西広域連合	嘉田　由紀子	滋賀県知事（関西広域連合 国出先機関対策委員会 委員長）
四国知事会	飯泉　嘉門	徳島県知事（四国知事会　常任世話人）
九州地方知事会	広瀬　勝貞	大分県知事（九州地方知事会　会長）
沖縄県	上原　良幸	副知事

（市町村代表）

全国市長会	岡崎　誠也	高知市長
全国町村会	渡邊　廣吉	聖籠町長

資料１

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（概要）

内閣府地域主権戦略室

１　目的

この法律は、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関の事務及び事業（以下「事務等」という。）の特定広域連合等への移譲についての基本理念、事務等移譲基本方針の策定、事務等移譲計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定が行われた場合における事務等の移譲、事務等移譲推進本部の設置等について定めることにより、国の特定地方行政機関の事務等の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

２　基本理念

① 事務等の特定広域連合等への移譲は、国と特定広域連合等との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として、行われなければならない。

② 事務等の特定広域連合等への移譲は、当該特定広域連合等の区域内における住民の福祉の向上に寄与することを旨として、行われなければならない。

③ 事務等の特定広域連合等への移譲は、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

３　対象

（１）制度を利用できる主体

２以上の都道府県が加入する広域連合であって、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象特定地方行政機関の管轄区域（当該管轄区域に含まれないこととすることについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除く。）を包括するもの（以下「特定広域連合」という。）並びに北海道及び沖縄県（以下「特定広域連合等」という。）とする。

（２）移譲対象特定地方行政機関

経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所をいう。

（３）移譲事務等

移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等をいう。

４　国及び特定広域連合等の責務

①　国は、２の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施に関し必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない。

②　認定を受けた特定広域連合等は、２の基本理念にのっとり、国に対し、移譲事務等に係る国の施策の企画及び立案並びに移譲事務等に関連する国の事務等の実施に関し必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない。

③　認定を受けた特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、２の基本理念にのっとり、移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に資するため、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない。

５　事務等移譲基本方針の策定

①　政府は、特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針（以下「事務等移譲基本方針」という。）を閣議決定により定める。

②　事務等移譲基本方針には、以下の事項を定める。

・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の意義及び目標に関する事項

・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲を促進するために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

・６①の事務等移譲計画の認定に関する基本的な事項

・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関し政府が講ずべき措置についての計画

・特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲の評価に関する基本的な事項

等

6　事務等移譲計画の認定

①　特定広域連合等は、事務等移譲基本方針に即して、あらかじめ、②の実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、移譲対象特定地方行政機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する計画（以下「事務等移譲計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。（特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手続と並行して、共同で事務等移譲計画の認定を申請することができる。）

②　事務等移譲計画には、以下の事項を定める。

・移譲事務等を実施する特定広域連合等の名称
・移譲対象特定地方行政機関の名称
・特定広域連合等が移譲事務等を実施するためにその区域（特定広域連合にあっては、これを組織する都道府県の区域を合わせた区域）内において設定する区域（以下「実施区域」という。）
・事務等移譲計画の目標
・特定広域連合等が移譲事務等を開始する日
・移譲事務等の実施体制に関する事項として内閣府令で定めるもの
・特定広域連合にあっては、移譲事務等と併せて実施しようとする当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等に関する事項その他の移譲事務等及びこれに関連する事務等の効果的かつ効率的な実施に関する事項

等

③　内閣総理大臣は、以下の基準に適合すると認めるときは、事務等移譲計画の認定をするものとする。

・事務等移譲基本方針に適合するものであること。
・移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
・事務等移譲計画に定められた実施区域が、移譲対象特定地方行政機関の管轄区域又は当該管轄区域と３（１）の政令で定める区域の全部若しくは一部とを合わせた区域と一致するものであること。

④　内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、あらかじめ、移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該行政機関の長は、移譲事務等が円滑かつ確実に実施されると見込ま

れるものであることという基準に適合すると認められるときは、同意をするものとする。

⑤　内閣総理大臣は、認定を受けた特定広域連合等に対し、移譲事務等の実施状況についての報告を、また、移譲事務等の適正かつ確実な実施のため特に必要があると認めるときは移譲事務等の実施に関し必要な措置を講ずることを、それぞれ求めることができる。

⑥　認定を受けた特定広域連合が解散したとき又は認定を受けた特定広域連合を組織する都道府県の区域を合わせた区域が認定事務等移譲計画に定める移譲対象特定地方行政機関の管轄区域を包括しなくなったときは、認定は、その効力を失う。

⑦　認定を受けた特定広域連合等が内閣総理大臣からの措置の要求に従わず、認定の取消し以外の方法によってその是正を図ることが困難であり、かつ、それを放置することにより著しく公益を害することが明らかであるときは、その認定を取り消すことができる。

⑧　認定が効力を失った場合及び認定を取り消した場合における認定を受けた特定広域連合等が行った移譲事務等に係る許可等の処分その他の行為についての経過措置、移譲事務等に従事している当該特定広域連合等の職員の国への引継ぎに関する措置、移譲事務等に関し当該特定広域連合等が有する権利及び義務の取扱いに関する措置その他の必要な措置については、別に法律で定める。

7　事務等の移譲

①　特定広域連合等が事務等移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする。

②　移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議その他一定の行政目的を実現するため特定広域連合等に対して具体的かつ個別的に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名宛人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。）をいい、特定広域連合等がその固有の資格において当該行為の名宛人となるものに限り、国の特定広域連合等に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）を政令で定めることができる。

③　認定を受けた特定広域連合等は、内閣府令・主務省令で定めるところにより、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、当該特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、当該移譲事務等について規定する法令を所管する国の行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

8　認定を受けた特定広域連合に関する特例等

①　認定を受けた特定広域連合については、理事会制(注)の規定の適用を除外する。

②　認定を受けた特定広域連合は、規約で定めるところにより、特定広域連合委員会を置くことができる。特定広域連合委員会を置く認定を受けた特定広域連合の長は、以下の場合には、特定広域連合委員会の意見を聴くものとし、当該意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

・条例の制定又は改廃につき、当該特定広域連合の議会にその議案を提出しようとするとき。

・予算を調製しようとするとき。

・実施計画を作成し、又はその変更をしようとするとき。

・認定を受けた特定広域連合の重要事項であって規約で定めるものを決定し、又は変更しようとするとき。

③　認定を受けた特定広域連合等に、認定事務等移譲計画ごとに、移譲事務等に関し、当該特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を置くものとする。

④　認定を受けた特定広域連合は、包括外部監査契約の締結を必須とする。

⑤　認定を受けた特定広域連合は、人事委員会を置くものとする。

⑥　移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な協力を要請することができる。当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない。

⑦　移譲対象特定地方行政機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要

であると認めるときは、特定広域連合等の長に対し、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

９　事務等の移譲に伴う措置

（１）職員の引継ぎ

特定広域連合等が、計画について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、移譲対象特定地方行政機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、当該特定広域連合等の相当の職員となる。

（２）財政上の措置

国は、２の基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

１０　事務等移譲推進本部

① 内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く。

② 本部は、事務等移譲基本方針の案の作成、事務等移譲基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

１１　その他

認定を受けた特定広域連合等が処理することとされている事務（政令で定めるものを除く。）は、当分の間、地方自治法その他の法令の規定の適用については、同法第２条第９項第１号に規定する第一号法定受託事務とみなす。

（注）広域連合制度への理事会制導入を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出済み。

資料②

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の早期提出を求めるコメント

国の出先機関の事務・権限の移譲に係る法律案の閣議決定が遅れていることは、誠に残念でなりません。

政府・与党は、マニフェストに「国の出先機関の原則廃止」を掲げられ、一昨年１２月には「アクション・プラン」を閣議決定し、その実現に向けて全力で取り組んでこられました。

このため、昨年来、政府とともに真摯に議論して参りましたが、本年６月８日に開催された「第９回『アクション・プラン』推進委員会」において提示された案で、法案とりまとめは概ね終了しているものと考えます。

関西広域連合としては、政府が新たなスケジュールを早急に提示のうえ、延長後の国会においてこの法律案の提出を行うことを強く求めます。関係各位におかれては、地域住民にとって実りある改革となるよう、ご理解とご支援をお願いします。

平成２４年６月２１日

関西広域連合

連合長　兵庫県知事　井戸　　敏三

国出先機関対策委員会
委員長　滋賀県知事　嘉田　由紀子

資料③

国出先機関の事務等の移譲に係る
近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施について（案）

➢ 目　的

国出先機関の原則廃止は、閣議決定を経た政府の方針として、これまで取組が推進されており、現在政府において、必要な法案を今国会に提出するための手続きが大詰めを迎えているところ。

しかしながら、市町村において国出先機関の廃止・丸ごと移管に対し「拙速に進めることなく、市町村の意見を反映させながら進めるべき」、「災害時の対応に不安がある」などの声が上がっていることから、法案が閣議決定された段階で、改めて近畿市長会・町村会に対して情報提供及び意見交換の場を設け、国出先機関の廃止・丸ごと移管の円滑な推進を図る。

なお、各府県においては、本説明会の実施に先立ち、各府県内市町村に対して事務方等を対象に実務的な説明会を実施するなど、法案等に係る情報共有を図る。

【参考】これまでの関西広域連合国出先機関の移管に係る市町村への対応等
- 平成24年2月7日　関西広域連合の考え方と支援要請の書簡の提出
- 平成24年3月20日　近畿市長会及び近畿町村会への説明会の実施
- その他、随時各都道府県等において説明会等を実施

➢ 対象者

近畿市長会及び町村会の役員等

➢ 時　期

関連法案の閣議決定後速やかに実施

➢ テーマ

国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する特例法案及び閣議決定について

等

※　法案において、広域連合が「事務等移譲計画」等を作成するにあたり、あらかじめ関係市町村の意見を聴取する旨が規定されおり、具体的な仕組みとして「移譲事務等の処理に関し広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場」の設置が検討されているところ

➢ 説明者

井戸連合長、嘉田国出先機関対策委員長　等